

## 木造住宅に対する

### 助成制度のご案内

建設課 内線241

本県は全国有数の林産県であることから、県産材の利用促進は地域産業活性化だけでなく、地域環境保全にもつながる、県の重要課題の一つであると考えています。住宅建設・購入の際には、ぜひ本制度の活用をご検討ください。愛媛県ホームページの「えひめの建築・住宅」から、詳細をご覧ください。

#### 概要

自らが居住するために、一戸建ての対象住宅を県内で新築・購入される方が、住宅主要部材に50%以上の地域材を利用し、指定金融機関から融資を受ける場合に、最長で5年間の利子補給が受けられます。

#### 申込み

①本制度の申込みは、指定金融機関での資金申込みと同時にを行います。

②建売住宅では、建売事業者があらかじめ各種証明書等を準備しておく必要があります。

#### 対象となる融資

指定金融機関の融資（自己資金

や共済資金などは対象外となります。）

#### 対象住宅

- ①地域材を主要部材に50%以上使用する木造住宅
- ②在来工法または枠組壁工法で建設される木造住宅
- ③県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅
- ④住宅部分の床面積が70㎡以上280㎡以下の木造住宅

#### その他

「えひめ地域木造住宅基準」適合住宅には、利子補給の加算制度もあります。制度申込み以前に、地方建設部または土木事務所における設計審査を受けてください。

#### 問い合わせ先

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 ☎089・941・2779

## 6月は食育月間、毎月19日は食育の日です

保健福祉課 内線621

#### 健康の基本は食

「食育」という言葉は、明治時代の頃からあり、知育・徳育・体育と並ぶ教育の役割のひとつでした。戦後、食を取り巻く環境は大きく変わり、近年では栄養のバラ

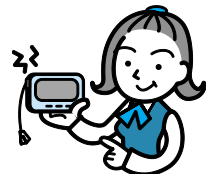
## 6月は防災対策強調月間です

総務課 内線235

6月は、梅雨前線や台風などの影響で、大雨による災害が起きやすい季節です。愛媛県ではこの月間中、河川や道路などの土木施設や工事現場のパトロールを強化し、危険箇所の発見や応急工事の実施など災害の未然防止に努めています。

皆さんも、テレビやラジオなどの災害情報に注意し、危険が迫ったときにはすぐに避難するなど、災害に対する警戒を十分に心がけてください。また、災害に備えて懐中電灯や携帯ラジオなども常に準備しておきましょう。なお、危険な箇所を見かけたときは、すぐに役場や県の地方局、土木事務所などにお知らせください。

災害の防止に皆さんのご協力をお願いします。



ンスを欠いた食習慣や朝食をとらずに登校する「欠食児」の増加など、子どもたちの偏った食生活が指摘されています。さらに、食過ぎ、運動不足によるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が、子ども、成人とも増加傾向にあります。これらを背景に平成17年「食育基本法」が制定され、健康で豊かな人間性を育むために、地域をあげて食育を強化していく必要性がうたわれています。

今、学校では「早寝、早起き、朝ごはん」をキャッチフレーズとして推進しており、「食育ハンカ

## 心の健康相談のお知らせ

保健福祉課 内線614

保健師による心の健康相談を毎月1回実施します。お気軽にご相談ください。

#### 日時

6月15日(金) 10時～14時